

株主各位

証券コード：3900
2025年12月5日
(電子提供措置の開始日 2025年12月1日)

東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社クラウドワークス
代表取締役社長 吉田 浩一郎

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://crowdworks.co.jp/ir/stockholders_meeting/

上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、「第14期定時株主総会招集ご通知」を選択のうえ、ご覧ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「クラウドワークス」又は「コード」に当社証券コード「3900」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙の画面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権をご行使いただけます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月22日（月曜日）午後7時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年12月23日（火曜日）午前10時（午前9時30分開場）

2. 場 所 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ 森JPタワー28階
株式会社クラウドワークス本社 会議室

（会場が前回と異なっておりまますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

3. 株主総会目的事項

- 報告事項**
- 第14期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第14期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 代理人により議決権行使される場合には、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任する場合に限られます。なお、同代理人は、本人の議決権行使書用紙に加え、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 本総会においては、おみやげ並びにお飲み物の配布及び懇親会の開催はいたしません。予めご了承ください。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使期限

2025年12月22日（月曜日）
午後7時到着分まで

インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

議決権行使期限

2025年12月22日（月曜日）
午後7時まで

株主総会へ出席



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2025年12月23日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- 書面（郵送）とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話番号：0120-173-027

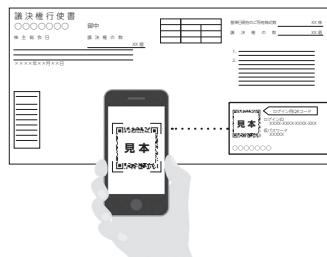
（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



① ご注意

- 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

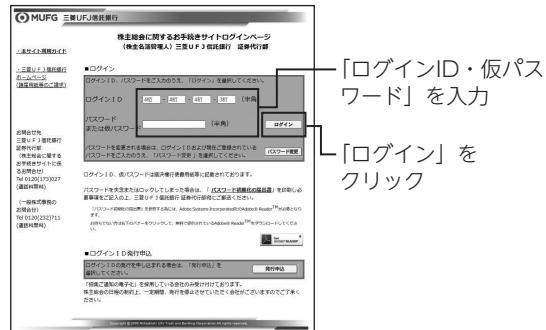
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

1.企業集団の概況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、賃上げが進展し、インバウンド需要の堅調な回復を背景に、個人消費やサービス業活動に持ち直しの動きが見られ、回復基調を維持しています。一方で、主要経済圏における政策動向の変化や金融環境の不安定化、ならびに地政学的な緊張の高まりの影響を受け、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

労働市場においては、構造的な人手不足の深刻化の影響を受け、企業は人材確保の課題に直面しています。こうした背景から、企業では業務の効率化・生産性向上に向けた動きが一層加速し、DX（デジタル・トランスフォーメーション）やAX（AIトランスフォーメーション）推進による労働基盤改革の需要が高まっています。その結果、エンジニア市場においてはAIを活用した設計・分析・運用などのスキルを持つエンジニアへの需要は増加しています。一方で、従来型の業務はAI等の活用が進んでおり、エンジニアに求められるスキルの内容は高度化しています。

また、終身雇用・年功序列を主とした労働構造に変化が見られ、個人においては自律的なキャリア選択やライフステージに応じた多様な働き方に対するニーズが高まっています。一方で、企業側はチーム連携やコミュニケーションを重視する観点からオフィス回帰が加速しており、個人と企業の双方にとって最適な働き方を模索する局面にあります。

このような社会・経済環境のもと、当社グループは「個のためのインフラになる」をミッション、「人とテクノロジーが調和する未来を創り、個の幸せと社会の発展に貢献する」をビジョンとして掲げ、フリーランス人材を中心とした人材マッチングサービス及び企業の生産性を向上するDX・AIソリューションを展開しています。2025年9月末時点での登録ユーザー数は743.8万人（前期比+71.6万人）、登録クライアント数は107.2万社（前期比+6.6万社）となりました。また、中期経営目標「YOSHIDA300」において掲げる、売上高300億円、EBITDA（Non-GAAP）25億円、営業利益成長率+10%以上（通期）の実現に向け、既存事業の成長並びにDXコンサル事業の拡大に引き続き注力してまいります。

既存事業の主軸であるマッチング事業においては、エンジニア市場のニーズの変化や企業のオフィス回帰の影響により一部案件で人材需要の変化がみられるものの、主要事業として引き続き安定的に推進しております。また、企業のDXニーズにより適切に対応するため、2024年に子会社化した株式会社インゲートおよび株式会社CLOCK・ITを統合し、新会社クラウドワークス コンサルティングを発足いたしました。2025年9月期はコンサルタント10名を採用し、DXコンサル事業を本格的に推進しております。来期は新会社のブランディングとDXコンサルタント・エンジニアの採用を一層強化し、さらなる事業拡大に努めてまいります。

事業報告

ビジネス向けSaaS事業においては、従業員の工数を可視化する生産性向上SaaS「クラウドログ」の導入が大企業や成長企業を中心に進んでいます。また、入力された従業員の工数データを元に経営課題を特定し、正社員コンサルタントとフリーランス人材を活用したコンサルティングや開発・RPAによるDX化を促進する提案も行っております。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は22,657,413千円（前期比32.4%増）、営業利益は1,759,112千円（前期比31.2%増）、経常利益は1,759,193千円（前期比26.9%増）となりましたが、特別損失にのれんの減損損失1,075,141千円等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は257,066千円（前期は910,756千円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント業績については、次のとおりであります。

(i)マッチング事業

売上高は21,439,733千円（前期比32.1%増）、セグメント利益は1,759,453千円（前期比30.2%増）となりました。

(ii)ビジネス向けSaaS事業

売上高は1,097,963千円（前期比42.8%増）となり、セグメント利益は53,933千円（前期のセグメント損失は71,463千円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,899千円であります。その主な内容は事業所設備等であります。これらの設備投資は、全社共通のものとなります。

③資金調達の状況

当連結会計年度においては、運転資金を目的として、長期借入金 3,735,000千円を調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第11期 (2022年9月期)	第12期 (2023年9月期)	第13期 (2024年9月期)	第14期 (当連結会計年度) (2025年9月期)
売上高 (千円)	10,574,552	13,210,655	17,113,505	22,657,413
経常利益 (千円)	946,817	1,238,339	1,386,173	1,759,193
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	802,873	1,096,574	910,756	△257,066
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	52.60	71.23	58.30	△16.28
総資産 (千円)	7,638,497	9,995,020	13,537,082	15,690,790
純資産 (千円)	4,666,240	6,039,056	7,304,460	6,746,063
1株当たり純資産額 (円)	299.66	372.95	436.71	403.97

(3) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
Peaceful Morning株式会社	10,000千円	100%	RPAに関する専門メディア「RPA HACK」の運営等
株式会社シユーマツワーカー	100,000千円	88.04%	副業マッチングプラットフォームの運営等
株式会社ユウクリ	50,000千円	51.03%	クリエイター専門の総合人材エージェント
株式会社A I t e c h	1,000千円	100%	「クラウドワークスAI」の運営等
株式会社ソニックムーブ	62,000千円	100%	Webおよびアプリケーションの企画、制作、開発、運用等
株式会社インゲート	51,000千円	100%	人材紹介・採用支援・キャリアカウンセリング事業、ITソリューション事業等
株式会社C L O C K · I T	12,310千円	100%	システムインテグレーション、Webアプリケーションの受託開発、自社メディアの企画・開発・運営等
s k y n y 株式会社	26,000千円	100%	実行支援コンサルティング、システム受託開発、デジタルマーケティング支援等

(注) 1. 株式会社インゲートは、当社が2024年11月15日付で既存株主からの譲り受けにより発行済株式の100%を取得し、当社の完全子会社となりました。株式会社インゲートは、2025年10月1日付で株式会社クラウドワークス コンサルティ

事業報告

ングに社名変更しております。

2. 株式会社CLOCK・ITは、当社が2024年11月27日付で既存株主からの譲り受けにより発行済株式の100%を取得し、当社の完全子会社となりました。株式会社CLOCK・ITは、2025年10月1日付で株式会社インゲートを存続会社とする吸収合併により、消滅しております。
3. skynny株式会社は、当社が2025年9月25日付で既存株主からの譲り受けにより発行済株式の100%を取得し、当社の完全子会社となりました。

②当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、継続的な成長実現のため、以下の事項を重要課題として取り組んでまいります。

(i) 事業構造の転換による収益基盤の確立

当社グループはこれまで人材マッチングを軸に企業の生産性向上に貢献するソリューションを提供してまいりました。しかしながら、我が国の構造的な人口減少およびAI普及による人材ニーズ、企業のオフィス回帰などの働き方自体の構造変化に対応した収益基盤の拡大を喫緊の課題と認識しております。つきましては、当期よりDXコンサルタント・エンジニア採用を強化し、当社が有する国内最大級プラットフォームに登録するITフリーランス人材、並びにM&Aによって獲得した企業のDX知見の提供を通じて顧客課題の解決を目指すDXコンサル事業の立ち上げを推進しております。

(ii) 経営資源配分の最適化に向けたグループ体制の再構築

当社はこれまで、生産性向上を重視しつつ、トップライン成長を最優先課題とし、新規事業開発やM&Aを積極的に実行することで事業を拡大してまいりました。しかしながら、今後は持続的な成長と収益性の確保を両立する運営効率化フェーズへの重点移行が不可欠であると認識しております。現在保有する10サービスおよび8グループ会社に対し、経営資源の最適配分を図るべく、事業整理や組織再編を含む、規律を持った構造改革を機動的に実施いたします。

(iii) サービスの安全性及び健全性の確保

当社が運営する「クラウドワークス」では、不特定多数のユーザー同士が自由にメッセージ機能を利用して取引を行います。ユーザーが安心・安全に取引を行える場を提供するため、不正利用や違反行為などに対する監視体制強化に継続的に取り組んでまいります。

(iv) 従業員価値の最大化に向けた人材育成体制と人事制度の刷新

当社は、「個のためのインフラになる」というミッションの実現に向けて、人への投資を重要な経営課題と位置付けております。ミッションと全従業員それぞれの働く目的や社会的な意義とを連携させ、各々が「個」として最大限に活躍できるよう、企業風土の醸成に努めてまいります。また、従業員の給与水準向上を目指し、人材育成体制と人事制度の刷新にも取り組んでまいります。

事業報告

(v) 経営の効率化と内部管理体制の盤石化

事業拡大・推進および企業価値向上のためには、効率的な業務遂行と内部管理体制の盤石化が不可欠であると認識しております。経営指標のモニタリングや会議体の設計・運用等を通じ、健全かつ生産性の高いマネジメントを推進してまいります。また、従業員に対し研修等を実施し、業務フローや情報管理に対する認識を深め、コンプライアンス体制の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事業区分	事業内容
マッチング事業	DXコンサルティング、人材エージェントおよび人材マッチングプラットフォームの運営
ビジネス向けSaaS事業	業務効率化ツールの提供

(6) 主要な営業所 (2025年9月30日現在)

事業所名	所在地
本社	東京都渋谷区
不動前営業所	東京都品川区
大阪営業所	大阪府大阪市

(注) 2025年11月4日付で東京都港区に本社移転しております。

(7) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
760名	277名増

(注) 1. 上記従業員数には、使用人兼取締役及び臨時従業員数（アルバイト・パートタイマー・派遣社員）を含んでおりません。
2. 前連結会計年度末と比べ従業員数が277名増加しましたのは、主として株式会社インゲート、株式会社CLOCK・IT及びskyny株式会社を連結子会社化したためであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年9月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	2,496,730千円
株式会社三菱UFJ銀行	970,998千円
楽天銀行株式会社	250,000千円

(9) その他企業集団の概況に関する重要な事項

該当事項はありません。

事業報告

2. 株式に関する事項 (2025年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 15,795,959株
(3) 株主数 10,443名
(4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	株	%
吉田 浩一郎	3,738,840	23.67
株式会社サイバーエージェント	1,514,100	9.59
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	466,300	2.95
THE BANK OF NEW YORK 133652	397,700	2.52
楽天証券株式会社	346,100	2.19
野村 真一	322,200	2.04
B B H LUX / B R O W N B R O T H E R S H A R R I M A N (LUXEMBOURG) S C A C U S T O D I A N F O R S M D - A M F U N D S - D S B I J A P A N E Q U I T Y S M A L L C A P A B S O L U T E V A L U E	250,000	1.58
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J P R D A C I S G (F E - A C)	226,456	1.43
松崎 良太	200,000	1.27
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 4 0 0 5 1	180,200	1.14

(注) 持株比率は、自己株式（185株）を控除して計算しております。

3.新株予約権等の状況（2025年9月30日現在）

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称	第11回新株予約権
発行決議日	2021年12月24日
付与日	2022年1月14日
新株予約権の数	85個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	8,500株
新株予約権の払込価額	1株当たり1,049円 (注) 2
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2022年1月15日 至 2032年1月13日
新株予約権の行使の条件	(注) 3
保有人数	当社取締役1名

- （注）1. 当社取締役には、社外取締役は含まれません。
2. 当社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と、本新株予約権の払込債務とを相殺するものとします。
3. 第11回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者は、次の各号に掲げる期間において、新株予約権を行使することにより行使された新株予約権の総数が、割り当てられた新株予約権の総数に次の割合を乗じた数（但し、かかる方法により計算した新株予約権の数のうち1個未満の部分については切り上げるものとする。）を上限に行使することができる。
- （a）割当日から割当日後1年を経過する日まで3分の1
（b）割当日後1年を経過した日から割当日後2年を経過する日まで3分の2
（c）割当日後2年を経過した日から行使期間の満了日まで3分の3
- ③本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権行使する権利を喪失する。
- （a）禁錮以上刑に処せられた場合
（b）当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
（c）当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

事業報告

- (d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
- (e) 死亡した場合
- (f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

新株予約権 の名称	第12回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日	2021年12月24日	2022年9月7日
付与日	2022年1月7日	2022年9月27日
新株予約権 の数	913個	1,440個
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	91,300株	144,000株
新株予約権の 払込価額	6,700円	2,400円
新株予約権の 行使価額	1株当たり1,158円	1株当たり1,476円
新株予約権の 行使期間	自 2023年1月1日 至 2032年1月13日	自 2024年1月1日 至 2032年9月26日
新株予約権の 行使の条件	(注) 2	(注) 3
交付者数	当社取締役 8名 (退任取締役を含む) 当社従業員 3名	当社取締役 7名 (退任取締役を含む) 当社従業員 4名

(注) 1. 当社は、取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて新株予約権の発行を決議いたしました。

2. 第12回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2022年9月期及び2023年9月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上総利益が、下記に定める水準を充たした場合にのみ、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (a) 2022年9月期の売上総利益が4,500百万円を超過した場合：行使可能割合30%
- (b) 2023年9月期の売上総利益が5,600百万円を超過した場合：行使可能割合100%

また、上記における売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行なうことはできない。
- ⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権行使する権利を喪失する。
- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
 - (c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
 - (d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることができないと取締役会が認めた場合
 - (e) 死亡した場合
 - (f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

3. 第14回新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2023年9月期及び2024年9月期の事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上総利益が、下記に定める水準を充たした場合にのみ、それぞれに定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として、これ以降本新株予約権行使することができる。なお、当該行使可能割合の計算において、行使が可能となる新株予約権の個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (a) 2023年9月期の売上総利益が5,900百万円を超過した場合：行使可能割合30%
- (b) 2024年9月期の売上総利益が7,400百万円を超過した場合：行使可能割合100%

また、上記における売上総利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行なうことはできない。
- ⑥新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権行使する権利を喪失する。

- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (b) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合
- (c) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
- (d) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることができないと取締役会が認めた場合
- (e) 死亡した場合
- (f) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

事業報告

4.会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	
吉田 浩一郎	代表取締役社長	CEO 株式会社ZOOEE	代表取締役社長
大類 光一	取締役 常務執行役員	株式会社ユウクリ 株式会社インゲート（現 株式会社クラウドワークスコンサルティング） skyny株式会社 デジマール株式会社	取締役 取締役 取締役 社外監査役
月井 貴紹	取締役執行役員	Peaceful Morning株式会社 株式会社シユーマツワーカー 株式会社ユウクリ 株式会社Altech 株式会社ソニックムーブ 株式会社インゲート（現 株式会社クラウドワークスコンサルティング） skyny株式会社 株式会社ビヨンドブルー	取締役 取締役 取締役 監査役 取締役 取締役 監査役 社外取締役
竹谷 祐哉	取締役	社外	スコラ株式会社 代表取締役社長
増山 雅美	取締役	社外	
新浪 剛史	取締役	社外	
香月 由嘉	取締役	社外	ギフトホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ・株式会社 きらぼし銀行 リーガルカウンシル 株式会社ACSL 社外取締役（監査等委員）
向井 博	常勤監査役	社外	
江原 準一	監査役	社外	株式会社リブセンス 監査役 スローガン株式会社 社外監査役
池田 康太郎	監査役	社外	新日本パートナーズ法律事務所 事務所代表

- (注) 1. 取締役竹谷祐哉氏、増山雅美氏、新浪剛史氏及び香月由嘉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役向井博氏、江原準一氏及び池田康太郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役竹谷祐哉氏、増山雅美氏、新浪剛史氏、香月由嘉氏、社外監査役向井博氏、江原準一氏及び池田康太郎氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役江原準一氏は、会計事務所での勤務及び長年に亘り経理・財務業務に携わってきた経験より、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役池田康太郎氏は、弁護士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有するものであります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
野村 真一	2024年12月20日	任期満了	取締役執行役員

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月24日開催の取締役会において任意の指名・報酬委員会の設立を決議し、当該指名・報酬委員会における答申内容を踏まえ、2022年9月27日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針につき、その内容の更新を決議しております。取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の役員の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるように設計するものとする。

報酬は、固定報酬の金銭報酬に加え、非金銭報酬として株式報酬型ストック・オプションで構成する。

なお、取締役の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2019年12月20日であり、その内容は取締役の報酬額の総額を年額200百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）とするものであり、これを金銭報酬の限度とする。非金銭報酬の報酬額に関する株主総会の決議年月日は2021年12月22日であり、その内容は取締役のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額の総額を年額100百万円以内且つ100,000株以内とするものであり、これを非金銭報酬の限度とする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬（募集株式及び募集新株予約権等を含む金銭以外のもの）等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、株式報酬型ストック・オプションとし、株主との一層の価値共有を進めるという目的のものであることを踏まえ、役位、職責、在任年数、当社の業績、決定時点の当社株価、金銭報酬の額等を考慮しながら、総合的に勘案して株式数その他条件を決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬は、固定報酬の金銭報酬に加え、非金銭報酬として株式報酬型ストック・オプションで構成する。非金銭報酬の割合については、取締役の役位、職責、業績貢献等を踏まえ、事前に指名・報酬委員会の審議のうえ、取締役会決議によって、決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については指名・報酬委員会の審議及び答申を踏まえ、取締役会決議によって、決定するものとする。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役会の決議により選任された3名以上の取締役で構成され、その過半数を独立社外取締役が占めるものとする。

6. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定にかかる基本方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が最大限尊重されていることを確認していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の種類別の総額（千円）		報酬等の総額（千円）
		金銭報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	8 (4)	131,700 (22,200)	— (—)	131,700 (22,200)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	14,550 (14,550)	— (—)	14,550 (14,550)
合計 (うち社外役員)	11 (7)	146,250 (36,750)	— (—)	146,250 (36,750)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第8期定期株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議されております。当該定期株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。この他、2021年12月22日開催の第10期定期株主総会において、取締役に対して、報酬として新株予約権（ストック・オプション）を年額100,000千円の範囲で、付与することにつき決議しております。当該定期株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、2014年12月25日開催の第3期定期株主総会において、年額50,000千円と決議されております。当該定期株主総会終結時の監査役の員数は3名です。
3. 当事業年度末現在の人員数は、取締役7名（うち社外取締役4名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職先の法人等	兼職の内容
社外取締役	竹谷 祐哉	スコラ株式会社	代表取締役社長
社外取締役	増山 雅美		
社外取締役	新浪 剛史		
社外取締役	香月 由嘉	ギフトホールディングス株式会社 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ・株式会社きらぼし銀行 株式会社ACSL	社外取締役（監査等委員） リーガルカウンシル 社外取締役（監査等委員）
社外監査役	向井 博		
社外監査役	江原 準一	株式会社リブセンス スローガン株式会社	監査役 社外監査役
社外監査役	池田 康太郎	新日本パートナーズ法律事務所	事務所代表

- (注) スコラ株式会社、ギフトホールディングス株式会社、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ・株式会社きらぼし銀行、株式会社ACSL、株式会社リブセンス、スローガン株式会社及び新日本パートナーズ法律事務所との間に特別な関係はございません。

事業報告

②当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	竹谷 祐哉	<p>当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席いたしました。出席した取締役会では、上場企業における事業経営者としての豊富な経験から、助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。</p> <p>また、取締役の選任や報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。</p>
社外取締役	増山 雅美	<p>当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席いたしました。上場企業の管理部門及び監査役としての豊富な経験から、助言・提言を行うほか、経営会議等の社内会議にも積極的に参加し、業務執行又は意思決定の透明性と客観性を担保し、健全な議論を牽引する役割を果たしております。</p> <p>また、取締役の選任や報酬の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に諮問機関として設置している指名・報酬委員会の委員を務めております。</p>
社外取締役	新浪 剛史	<p>当事業年度開催の取締役会14回中10回に出席いたしました。出席した取締役会では、上場企業における事業経営者としての豊富な経験から、助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。</p>
社外取締役	香月 由嘉	<p>当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席いたしました。出席した取締役会では、弁護士としての専門的見地及び投資会社においての豊富な職務経験から、助言・提言を行っており、取締役会における多角的かつ健全な議論を牽引する役割を果たしております。</p>
社外監査役	向井 博	<p>当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席、監査役会12回中12回に出席し、監査役としての長年の豊富な経験から、適宜発言を行っております。</p>
社外監査役	江原 準一	<p>当事業年度開催の取締役会14回中13回に出席、監査役会12回中12回に出席し、監査役としての長年の豊富な経験から、適宜発言を行っております。</p>
社外監査役	池田 康太郎	<p>当事業年度開催の取締役会14回中14回に出席、監査役会12回中12回に出席し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。</p>

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項及び第41条第2項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役及び監査役です。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が補填するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、私的な利益を得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにする措置を講じております。

5.会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	49,573千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49,573千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に会計監査人が該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した理由と、解任した旨を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため並びにその他の会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

I .業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令等遵守体制の構築を目的としてコンプライアンス規程を定め、取締役を責任者として高い倫理観とコンプライアンス精神浸透のための社員教育を実施し、法令等遵守体制の充実に努めています。
- ②内部監査につきましては、代表取締役直轄の内部監査室が内部監査業務を実施しており、当社取締役及び使用人による職務の執行の手続き等の妥当性を適切に監査し、法令等遵守体制の強化に寄与しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は取締役をリスク管理担当者とし、経営会議構成メンバー、内部監査室、コンプライアンス委員会と情報共有を行うことでリスクの早期発見と未然防止に努めています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しております。
- ②取締役及び執行役員による経営会議を毎週1回開催し、取締役会で決定された予算や戦略・方針に基づき、その業務執行の進捗状況について議論し、意思決定を行っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より、当社の内部監査室に監査業務に必要な事項を指示することができる体制、及び命令を受けた職員がその命令に関して、取締役からの指揮命令を受けない体制を整備しております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対し、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす可能性のある事項及び内部監査の実施状況等を速やかに報告する体制を整備しております。また、取締役及び使用人は、監査役より情報の提供を求められた際は、業務執行等の情報を遅延なく報告する体制を整備しております。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役との間で定期的に意見交換を行い、監査役監査に必要かつ適切な環境を整備しております。

Ⅱ.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では上記の内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、経営チェック機能の強化に努めています。
- ②反社会的勢力に対しては警察、弁護士等の外部機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応を図っています。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	11,486,209	流動負債	5,593,074
現金及び預金	8,090,366	短期借入金	597,062
売掛金及び契約資産	2,148,181	未払金	1,715,252
未収入金	832,477	未払法人税等	577,786
その他	436,561	預り金	1,278,075
貸倒引当金	△21,376	契約負債	526,152
固定資産	4,204,581	その他	898,745
有形固定資産	19,913	固定負債	3,351,653
建物	10,051	長期借入金	3,315,071
工具、器具及び備品	9,861	その他	36,581
無形固定資産	3,233,670	負債合計	8,944,727
のれん	3,232,290	(純資産の部)	
その他	1,379	株主資本	6,335,487
投資その他の資産	950,998	資本金	2,803,168
その他	961,440	資本剰余金	2,907,611
貸倒引当金	△10,441	利益剰余金	624,970
		自己株式	△262
		その他の包括利益累計額	45,566
		その他有価証券評価差額金	45,566
		新株予約権	213,087
		非支配株主持分	151,922
資産合計	15,690,790	純資産合計	6,746,063
		負債・純資産合計	15,690,790

連結計算書類

連結損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	22,657,413
売上原価	13,090,588
売上総利益	9,566,824
販売費及び一般管理費	7,807,712
営業利益	1,759,112
営業外収益	145,402
預り金失効益	74,344
為替差益	7,736
保険解約返戻金	23,844
その他	39,477
営業外費用	145,321
支払利息	53,518
持分法による投資損失	22,041
支払手数料	38,088
出資金運用損	15,957
その他	15,714
経常利益	1,759,193
特別利益	186,085
新株予約権戻入益	778
投資有価証券売却益	185,307
特別損失	1,320,843
減損損失	1,075,141
投資有価証券評価損	245,701
税金等調整前当期純利益	624,435
法人税等合計	838,196
法人税、住民税及び事業税	756,015
法人税等調整額	82,181
当期純損失（△）	△213,760
非支配株主に帰属する当期純利益	43,306
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△257,066

計算書類

貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	7,926,566	流動負債	4,074,636
現金及び預金	5,628,039	短期借入金	510,710
売掛金	1,015,064	未払金	1,028,439
未収入金	773,250	未払費用	235,028
その他	518,403	未払法人税等	424,962
貸倒引当金	△8,192	契約負債	452,524
固定資産	6,045,759	預り金	1,221,564
有形固定資産	10,528	その他	201,407
建物	5,893	固定負債	3,184,642
工具、器具及び備品	4,635	長期借入金	3,181,791
無形固定資産	327,785	資産除去債務	2,850
のれん	327,785	負債合計	7,259,278
投資その他の資産	5,707,445		
関係会社株式	4,859,864	純資産の部	
その他	847,812	株主資本	6,454,394
貸倒引当金	△231	資本金	2,803,168
		資本剰余金	3,030,952
		資本準備金	3,030,952
		利益剰余金	620,536
		利益準備金	28,356
		その他利益剰余金	592,180
		オープンイノベーション促進積立金	175,056
		繰越利益剰余金	417,123
		自己株式	△262
		評価・換算差額等	45,566
		その他有価証券評価差額金	45,566
		新株予約権	213,087
		純資産合計	6,713,047
資産合計	13,972,326	負債・純資産合計	13,972,326

計算書類

損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	13,440,500
売上原価	6,949,099
売上総利益	6,491,401
販売費及び一般管理費	4,922,214
営業利益	1,569,186
営業外収益	140,939
預り金失効益	74,344
受取手数料	44,154
その他	22,441
営業外費用	108,348
支払利息	49,138
出資金運用損	15,957
支払手数料	37,562
その他	5,689
経常利益	1,601,778
特別利益	147,246
新株予約権戻入益	778
関係会社株式売却益	146,468
特別損失	1,550,577
投資有価証券評価損	47,519
関係会社株式評価損	1,487,962
抱合せ株式消滅差損	15,094
税引前当期純利益	198,447
法人税等合計	594,886
法人税、住民税及び事業税	530,391
法人税等調整額	64,495
当期純損失（△）	△396,438

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社クラウドワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラウドワークスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラウドワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社クラウドワークス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 島村 哲
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラウドワークスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

監査報告書

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役・監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通並びに情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求め協議を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに当連結会計年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月20日

株式会社クラウドワークス監査役会

常勤監査役（社外監査役）	向井 博	㊞
社外監査役	江原 準一	㊞
社外監査役	池田 康太郎	㊞

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

①当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

②当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

③その他、各条項における条文の規定や表記文言の平仄を揃えるなどの変更を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(12) (条文省略) (13)投資事業	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(12) (現行通り) (13)企業の買収、合併等の組織再編行為、事業譲渡、資本提携、業務提携、投資等並びにこれらの仲介及び斡旋、コンサルティング及びアドバイザリーに関する事業
(14)～(17) (条文省略) (新 設)	(14)～(17) (現行通り) (18)各種イベントの企画、実施及び運用
(18)～(31) (条文省略)	(19)～(32) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第3条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>第3条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</p>
<p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 (条文省略) 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>第11条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等) 第14条 (現行どおり) 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第19条 当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

株主総会参考書類

現行定款	変更案
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(取締役の選任) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決議によって選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設)	(取締役の任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 増員により、又は補欠として選任された取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、他の在任取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期の満了する時までとする。 4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設)	
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当会社は、取締役会の決議によって、 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、代表取締役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、取締役社長1名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役 <u>及び各監査役</u> に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、 <u>議決に加わることができる</u> 取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(取締役会の決議の省略) 第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役 <u>及び監査役</u> がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
第28条（条文省略）	第28条（現行どおり）
(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、 <u>監査等委員である取締役</u> とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第30条（条文省略）	第30条（現行どおり）

株主総会参考書類

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第31条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
<u>第5章 監査役及び監査役会</u> <u>(監査役及び監査役会の設置)</u> 第31条 当会社は監査役及び監査役会を置く。	(削 除) (削 除)
<u>(監査役の員数)</u> 第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。	(削 除)
<u>(監査役の選任)</u> 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
<u>(監査役の任期)</u> 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)
<u>(常勤監査役)</u> 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削 除)

現行定款	変更案
(監査役会の決議の方法) <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(監査役会の議事録) <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(削 除)
(監査役会規程) <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
(監査役の報酬等) <u>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
(監査役の責任免除) <u>第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u>	(削 除)

株主総会参考書類

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第32条 当会社は監査等委員会を置く。</u>
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第33条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
<u>第42条～第44条</u> (条文省略) (会計監査人の報酬等) <u>第45条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	<u>第38条～第40条</u> (現行どおり) (会計監査人の報酬等) <u>第41条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
<u>第46条～第49条</u> (条文省略) (新 設)	<u>第42条～第45条</u> (現行どおり) <u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> 当会社は、会社法426条第1項の規定により、第14期定期株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2 第14期定期株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定期株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u>

株主総会参考書類

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 よしだこういちろう 吉田浩一郎 (1974年11月16日生)	1999年3月 東京学芸大学教育学部卒業 1999年4月 パイオニア株式会社入社 2001年1月 リードエグジビションジャパン株式会社（現RX Japan株式会社）入社 2005年2月 株式会社ドリコム入社 2007年10月 株式会社ZOOEE設立 代表取締役社長（現任） 2011年11月 当社設立 代表取締役社長兼CEO（現任） 2018年3月 株式会社電縁 取締役	3,738,840株
2	再任 おおるいこういち 大類光一 (1979年4月18日生)	2002年3月 関西学院大学経済学部卒業 2002年4月 日本電気株式会社入社 2006年12月 株式会社リクルート入社 2015年4月 当社 入社 2017年4月 当社 執行役員兼ビジネスディベロPMENT Div.ゼネラルマネージャー [※] 2018年8月 株式会社電縁 取締役 2018年12月 当社 取締役 2020年8月 株式会社graviee 代表取締役 2022年4月 当社 取締役常務執行役員兼COO 2024年1月 株式会社蒼天 代表取締役 2024年4月 株式会社SEPTA 取締役（現任） 2024年10月 当社 取締役常務執行役員（現任） 2024年11月 株式会社CLOCK・IT 取締役 2025年5月 株式会社インゲート（現株式会社クラウドワーカスコンサルティング） 取締役（現任） 2025年6月 株式会社ユウクリ 取締役（現任） 2025年9月 skyny株式会社 取締役（現任） 2025年9月 デジマール株式会社 社外監査役（現任）	58,400株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>再任</p> <p>つきいたかつぐ 月井貴紹 (1975年1月11日生)</p>	<p>1999年3月 会津大学大学院コンピューター理工学研究科 修士課程修了</p> <p>1999年4月 株式会社日立テレコムテクノロジー（現株式会社日立製作所）入社</p> <p>2000年11月 株式会社エムティーアイ入社</p> <p>2002年6月 日本エンタープライズ株式会社入社</p> <p>2013年4月 株式会社andOne 取締役</p> <p>2013年6月 株式会社フォー・クオリア 取締役</p> <p>2014年11月 株式会社会津ラボ 取締役</p> <p>2014年12月 日本エンタープライズ株式会社 執行役員</p> <p>2015年7月 株式会社プロモート 取締役</p> <p>2017年3月 交通情報サービス株式会社 取締役</p> <p>2018年2月 当社 入社</p> <p>2019年5月 当社 執行役員</p> <p>2019年11月 株式会社ブレーンパートナー 監査役</p> <p>2019年11月 株式会社graviee 監査役</p> <p>2019年11月 株式会社ビズアシ 監査役</p> <p>2020年12月 当社 取締役</p> <p>2021年10月 コデアル株式会社 取締役</p> <p>2022年4月 当社 取締役執行役員（現任）</p> <p>2022年10月 Peaceful Morning株式会社 取締役（現任）</p> <p>2023年4月 株式会社シーマツワーカー 監査役</p> <p>2024年1月 株式会社蒼天 監査役</p> <p>2024年3月 株式会社ユウクリ 取締役（現任）</p> <p>2024年4月 株式会社Altech 監査役（現任）</p> <p>2024年7月 株式会社ソニックムーブ 監査役</p> <p>2024年11月 株式会社CLOCK・IT 監査役</p> <p>2025年5月 株式会社イングート（現株式会社クラウドワークスコンサルティング）取締役（現任）</p> <p>2025年5月 株式会社ビヨンドブルー 社外取締役（現任）</p> <p>2025年6月 株式会社ソニックムーブ 取締役（現任）</p> <p>2025年6月 株式会社シーマツワーカー 取締役（現任）</p> <p>2025年9月 skyny株式会社 監査役（現任）</p>	6,100 株
4	<p>新任</p> <p>あいばゆうすけ 相場祐介 (1980年5月24日生)</p>	<p>2003年3月 青山学院大学国際政治経済学部卒業</p> <p>2003年4月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社</p> <p>2016年1月 みずほ証券株式会社 入社</p> <p>2021年11月 当社入社</p> <p>2022年2月 当社IR室 室長 兼 M&A担当マネージャー</p> <p>2023年1月 当社執行役員</p> <p>2024年8月 当社執行役員 兼 CFO（現任）</p>	4,500 株

株主総会参考書類

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<p>再任 社外 独立 にいなみたけし 新浪剛史 (1959年1月30日生)</p>	<p>1981年4月 三菱商事株式会社入社 1991年6月 ハーバード大学経営大学院 修了 1995年6月 ソデックスコーポレーション（現株式会社LEOC） 代表取締役社長 2002年5月 株式会社ローソン 代表取締役社長CEO 2014年5月 同社 取締役会長 2014年10月 サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長 2021年12月 当社 社外取締役（現任） 2023年4月 経済同友会 代表幹事 2025年4月 サントリーホールディングス株式会社 代表取締役会長</p>	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 新浪剛史氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は新浪剛史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 新浪剛史氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
 4. 新浪剛史氏を社外取締役候補者とした理由は、長年に渡り、複数の大企業の代表取締役社長を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。その豊富な経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、今後事業規模を拡大していくにあたり必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
 5. 当社は新浪剛史氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第30条第2項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要是、事業報告「4. 会社役員の状況（5）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されると、当該保険契約に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新任 のむらしんいち 野村真一 (1979年5月11日生)	2002年3月 慶應義塾大学総合政策学部卒業 2002年4月 エンサイツ株式会社入社 2010年2月 株式会社一騎設立 代表取締役社長 2011年11月 当社設立 取締役 2022年4月 当社 取締役執行役員	322,200株
2	再任 社外 独立 たけたにゆうや 竹谷祐哉 (1989年3月4日生)	2011年3月 早稲田大学創造理工学部卒業 2011年4月 グリー株式会社入社 2013年1月 株式会社Gunosy入社 2013年8月 同社 取締役 2016年8月 同社 代表取締役社長 2018年12月 当社 社外取締役（現任） 2024年2月 スコラ株式会社 代表取締役社長（現任）	—

株主総会参考書類

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	新任 社外 独立 いけだこうたろう 池田康太郎 (1977年12月28日生)	2001年4月 株式会社ポーラ化粧品本舗（現 株式会社ポーラ）入社 2007年12月 弁護士登録 2008年1月 法律事務所オーセンス 入所 2015年6月 The CFO Consulting株式会社 社外取締役 2015年12月 当社 監査役（現任） 2017年4月 新日本パートナーズ法律事務所 事務所代表（現任）	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野村真一氏及び池田康太郎氏は、新任の取締役候補であります。
3. 竹谷祐哉氏及び池田康太郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は竹谷祐哉氏及び池田康太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 竹谷祐哉氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
4. 竹谷祐哉氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要是、IT事業会社における代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。その経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、当社の事業戦略に必要な助言をいただくことで、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
5. 池田康太郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要是、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度かつ専門的な知識と豊富な職務経験を有しているためです。その経験、知見により当社の経営を監督していただくとともに、今後事業規模を拡大していくにあたり法的な見地から必要な助言を頂戴することにより、長期的な企業価値の向上に寄与いただくことを期待しております。
5. 当社は竹谷祐哉氏及び池田康太郎氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、新任取締役候補者の野村真一氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結することになります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要是、事業報告「4. 会社役員の状況（5）役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されると、当該保険契約に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2019年12月20日開催の第8期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用者兼務取締役の使用者分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役4名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されると、5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とさせていただきたいたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されると3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

(ご参考)

当社は、取締役及び監査役の選任にあたり、取締役会が備えるべきスキル・ノウハウ及び多様性等について、各候補者の経験や実績に基づき、指名・報酬委員会にて検証及び答申のうえ、選任しております。

本議案の承認が得られた場合、取締役及び監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における役職（予定）	企業経営	事業経験・業界知識	プロダクト・技術	投資・M&A	財務・会計	法務・リスクマネジメント	人材開発	ESG・サステナビリティ
吉田 浩一郎	代表取締役社長	●	●	●	●				●
大類 光一	取締役	●	●		●			●	
月井 貴紹	取締役	●	●	●		●	●		
相場 祐介	取締役	●			●	●			
新浪 剛史	社外取締役	●			●	●	●	●	●
野村 真一	取締役 監査等委員	●	●	●		●			●
竹谷 祐哉	社外取締役 監査等委員	●	●	●	●				
池田 康太郎	社外取締役 監査等委員						●		

(注) 当社の指名・報酬委員会は、吉田浩一郎、竹谷祐哉、池田康太郎の3名で構成しております。

以上

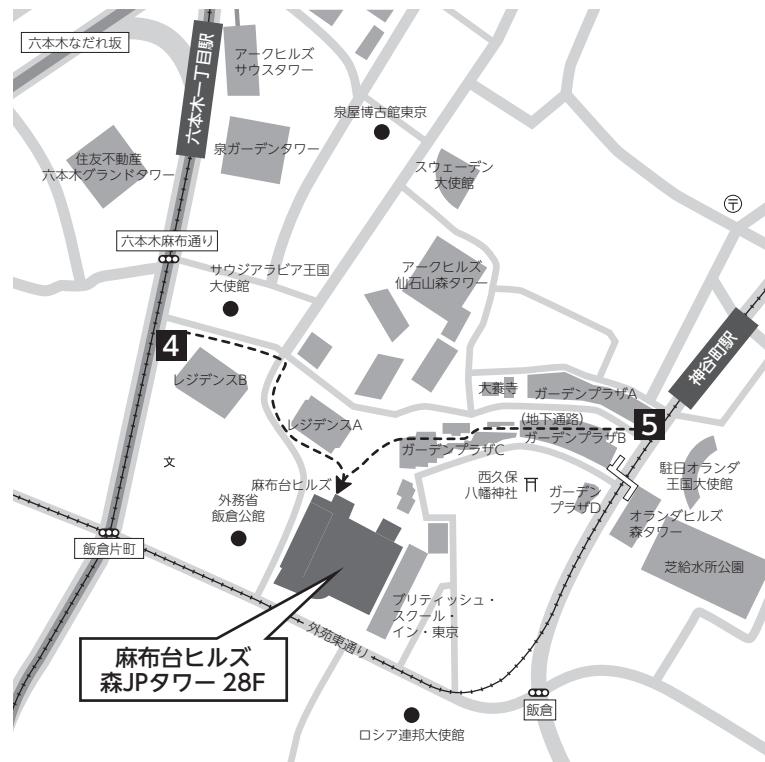
株主総会会場ご案内図

会 場

東京都港区麻布台一丁目3番1号

麻布台ヒルズ 森JPタワー28階

株式会社クラウドワークス本社 会議室



交通のご案内

○東京メトロ南北線 六本木一丁目駅から (地下通路直結) 徒歩約7分

○東京メトロ日比谷線 神谷町駅から (地下通路直結) 徒歩約6分

※会場へのご来場に際し、入館証が必要ですので、お手数ながら議決権行使書用紙と交換で会場受付より入館証の受領をお願いいたします。

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。